

鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校保健室エアコン更新業務仕様書

- 1 業務の名称 鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校保健室エアコン更新業務
- 2 業務の場所 鳥取県米子市上福原 7 丁目13番 1 号
鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校
- 3 業務期間 契約締結日から令和 7 年11月14日まで
- 4 業務内容

(1) エアコン更新

鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校（以下「対象施設」という。）の保健室のエアコンの更新（撤去・新設）及びこれに付帯する配管・配線類改修、天井開口補修等一式を行う。詳細については別紙「鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校保健室エアコン更新業務内訳書」及び別図のとおりとする。

【対象機器（新設）】

名称	仕様等	数量	備考
パッケージエアコン 同時ツイン	参考型番 SZRC160BYD/H 室外機耐重塩害仕様 グリーン購入法適合品 能力：冷房／暖房（KW）定格 14.0/16.0	1 台	附属品一式含む

【対象機器（撤去）】

名称	仕様等	数量	備考
パッケージエアコン 同時ツイン	型番 ダイキン SMZCP160HD/H 耐重塩害仕様 能力：冷房／暖房（KW）定格 14.0/16.0	1 台	附属品一式含む

(2) 試運転調整

機器更新後に試運転・調整を行い、機器が正常に機能することを確認すること。

5 特記事項

(1) 諸法規の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

(2) 共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様書等の下記によるものとする。

- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 4 年版）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 4 年版）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編・令和 4 年版年版）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和 4 年版）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和 4 年版）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・令和 4 年版年版）

- ・ 建築保全業務共通仕様書令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すること。本仕様書に規定がなく定めのない事項は、施設管理担当者と協議すること。

（３）受注者の負担の範囲

- ア 本業務の実施に必要な工具、計器、試薬、ウエス、潤滑油、燃料、養生材、雑材消耗品及び事務用品等この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
- イ 本業務に必要な試験及び検査に係る費用は、原則受注者の負担とする。
- ウ 既成部分を損傷させた場合、既成にならって復旧すること。
- エ 本業務の実施に必要な所轄官庁への届出等は受注者が行うこと。

（４）業務責任者

受注者は、本業務実施前に作業従事者のうち、技術者１名を業務責任者として選任し、発注者に通知すること。

（５）作業日時、方法

受注者は、本業務の実施にあたっては、事故のないよう細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を発注者と十分協議の上、施設運営等に支障を生じないようにすること。

作業日時は、原則として平日の午前８時３０分から午後５時までとし、予め施設管理担当者と協議して決めた日程で実施する。ただし、騒音・振動を伴う作業及び施設運営に支障がある等の理由で平日に業務が実施出来ない場合は、施設管理担当者と協議して影響の少ない時間帯または休日に実施する。

（６）提出書類

名称	部数	提出時期
業務責任者選任通知書	２部	契約締結後速やかに
業務計画書（施工体制、工程表ほか）	２部	契約締結後速やかに
納入仕様書	２部	機器発注までに
作業計画書（作業日時、作業内容、作業範囲、安全管理の内容等）	２部	現地作業の１４日前までに
施工図	２部	現地作業の１４日前までに
写真帳（各作業の状況を段階的に記録する。特に隠ぺい箇所は詳細が確認できるようにする）	１部	業務完了後速やかに
完成図書（完成図、機器完成図、試験成績書含む）	２部	業務完了後速やかに
その他、発注者が指示するもの		

（７）光熱及び水道等の利用

本業務に必要な光熱及び水道に関する費用は受注者の負担とする。ただし、施設管理者に了承を得た場合はこの限りでない。

（８）業務に伴う廃棄物の処理等

- ア 本業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、受注者の負担とする。
- イ 本業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、法令を遵守し、適正に廃棄すること。なお、マニフェスト交付を経て適正に処理するとともに、交付されたマニフェストの写しを提出すること。
- ウ 本業務において特別管理産業廃棄物の処理は想定していないが、処理が必要となった場合は

人の健康や生活環境に被害を生じるおそれが多いため、その取扱いや処理方法等を定めた法律等を遵守して、適切に処理すること。

(9) 損失負担

受注者は、本業務実施に伴い発注者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告し、損害を賠償すること。

また、第三者に被害を及ぼした場合は、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において補償を行うこと。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

(10) 引渡し、保証

ア 引渡機器の保守・運用に係る取扱説明及び関係書類の提出を行い引き渡すこと。関係書類には完成書類、保証書を含む。

イ 納入した部品の無償保証期間は、6（5）の検査合格後1年間とすること。ただし、保証書等で1年を超える定めのあるものについては、その期間によること。

(11) その他

既設再利用部位に修復困難な著しい劣化を認めた際は、発注者に対応を協議すること。また、本書に指定する作業内容に変更、追加または取止めを行う場合は、発注者に対応を協議すること。

6 一般共通事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けないで資料等を第三者に閲覧させてはならない。

イ 受注者は、本業務に従事する者並びに（3）の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、アの規定を遵守させなければならない。

ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

エ アからウまでの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を得ないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本業務に掛かる委託料の額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(4) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(5) 完了報告及び検査

ア 受注者は、本業務を完了したときは、業務完了の日から10日以内に業務完了報告書を発注者

に提出しなければならない。

イ 発注者は、アの業務完了報告書を受理した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。

なお、この検査合格をもって納入部品一式の所有権は、発注者が有する。

(6) 委託料の支払

ア 受注者は、(5)イの検査で合格と認められた後、速やかに委託料の請求書を発注者に提出する。

イ 発注者は、アに規定する正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払う。

ウ 発注者が、正当な理由なくイに規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数に応じ鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条に規定する額の遅延利息を発注者に請求することができる。

(7) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(8) その他

ア 有資格者が必要な作業を行う際は、必要な有資格者を配置すること。

イ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。